

刈谷市雨水貯留浸透施設設置事業補助金交付要綱

刈谷市雨水貯留浸透施設設置事業補助金交付要綱（平成16年4月1日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、雨水流出の抑制を図ることにより浸水被害を軽減させるため、浄化槽転用貯留槽、雨水貯留施設及び雨水浸透施設（以下「雨水貯留浸透施設」という。）の設置工事を行う者に対し交付する刈谷市雨水貯留浸透施設設置事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、刈谷市補助金等交付規則（昭和44年規則第29号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- （2）浄化槽転用貯留槽 下水道への接続により、不用となる浄化槽を雨水貯留施設に転用したもの及び浄化槽転用貯留槽に関連する設備で貯留した雨水を散水等として利用するためのものをいう。
- （3）雨水貯留施設 雨水を貯留する雨水貯留槽（浄化槽転用貯留槽を除く。以下同じ。）及び雨水貯留槽に関連する設備で貯留した雨水を散水等として利用するための施設をいう。
- （4）雨水浸透施設 雨水を地中に浸透させる次の施設をいう。
 - ア 雨水浸透ます、雨水浸透管及び雨水浸透側溝（浸透孔を有し、周囲を充填材料等から構成されるもの）
 - イ 透水性舗装（透水性の高い材質によって構成される舗装で駐車場、通路等の地表に施工されるもの）
- （5）設置工事 雨水貯留浸透施設の設置及び改造を行う工事をいう。
- （6）一団の土地 同一の利用に供されている一団の土地をいう。

（補助対象施設）

第3条 補助金の交付の対象となる雨水貯留浸透施設（以下「補助対象施設」という。）は、次の各号に掲げる施設とする。ただし、雨水貯留施設については、一団の

土地につき2基を上限とする。

- (1) 浄化槽転用貯留槽
- (2) 1基当たりの貯留量100リットル以上の雨水貯留施設
- (3) 口径又は内のり200ミリメートル以上の雨水浸透ます
- (4) 口径50ミリメートル以上の雨水浸透管
- (5) 内幅240ミリメートル以上の雨水浸透側溝
- (6) 面積10平方メートル以上の透水性舗装

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する雨水貯留浸透施設を除く。

- (1) 国、地方公共団体、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）による改正前の地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）附則第5条に規定する独立行政法人等が設置する施設
- (2) 過去に補助金の交付を受けている施設（補助金の交付を受けてから5年を経過している施設を除く。）
- (3) この要綱による補助金以外の補助金を受けるもの又は移転補償等機能回復により設置する施設
- (4) 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第30条に規定する行為のため設置する施設
- (5) その他市長が補助金の交付を適当でないと認めた施設
(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、補助対象施設の設置工事を行う者とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、設置工事に要する材料費、工事費及び諸経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表に定める額とし、その合計額は、一団の土地につき20万円を上限とする。ただし、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、設置工事に着手する日までに雨水貯留浸透施設設置事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 施設の設置場所の案内図
 - (2) 設置工事の施工内容を表した平面図及び構造図
 - (3) 補助対象経費の見積書の写し
 - (4) 設置工事に着手する前の現況写真(状況が把握できるもの)
 - (5) 土地所有者の承諾書(設置場所が借地である場合)
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (交付の決定)

第8条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、雨水貯留浸透施設設置事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(変更の承認申請)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定を受けた後に設置工事の内容を変更しようとするときは、雨水貯留浸透施設設置事業補助金変更承認申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、あらかじめ市長に提出しなければならない。

- (1) 変更後の設置工事の施工内容を表した図面等
 - (2) 変更後の補助対象経費の見積書の写し
- (変更の承認)

第10条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、雨水貯留浸透施設設置事業補助金変更承認通知書(様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。

(設置工事の廃止)

第11条 補助事業者は、設置工事を廃止しようとするときは、雨水貯留浸透施設設置事業補助金廃止届出書(様式第5号)を遅滞なく市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、設置工事が完了したときは、設置工事が完了した日から

14日以内に雨水貯留浸透施設設置事業補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）設置工事完了後の現況写真（状況が把握できるもの）

（2）補助対象経費の領収書の写し

（3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第13条 市長は、前条の報告書を受領した場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、雨水貯留浸透施設設置事業補助金交付額確定通知書（様式第7号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条 補助事業者は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、雨水貯留浸透施設設置事業補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（現地調査）

第15条 市長は、補助金の交付を適正に執行するため、必要に応じて雨水貯留浸透施設の設置工事の施工状況等を現地において調査することができる。

（維持管理）

第16条 補助金の交付を受けた者は、設置工事完了後、自己の責任において雨水貯留浸透施設の適正な維持管理を行い、当該施設の破損及び当該施設に起因する事故が発生しないように努めなければならない。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

種 目	補 助 額
浄化槽転用貯留槽	<p>補助対象経費の3分の2の額。ただし、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額を上限とする。</p> <p>(1) 貯留量3,000リットル未満 75,000円</p> <p>(2) 貯留量3,000リットル以上10,000リットル未満 100,000円</p> <p>(3) 貯留量10,000リットル以上 150,000円</p>
雨水貯留施設	<p>(1) 1基当たりの貯留量100リットル以上200リットル未満 1基当たり15,000円又は補助対象経費の3分の2の額のいずれか低い額</p> <p>(2) 1基当たりの貯留量200リットル以上 1基当たり25,000円又は補助対象経費の3分の2のいずれか低い額</p>
雨水浸透ます	1基当たり5,000円又は補助対象経費の3分の2の額のいずれか低い額
雨水浸透管	1メートル当たり3,000円又は補助対象経費の3分の2の額のいずれか低い額
雨水浸透側溝	1メートル当たり3,500円又は補助対象経費の3分の2の額のいずれか低い額
透水性舗装	1平方メートル当たり1,000円又は補助対象経費の3分の2の額のいずれか低い額